

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年(平成28年) January 1月号

新年のごあいさつ



大物の予感 〔重富海岸(姶良市)〕

【写真提供者:村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
新年のごあいさつ 労働基準協会長	2
新年のごあいさつ 鹿児島労働局長	3
労働災害に向けた取組の実施について	4
労務管理あれこれ ~年休の計画的付与について、 特定の職種のみ計画的に付与してよいか~	5
鹿児島県の最低賃金	6
最低賃金 ワン・ストップ 無料相談のご案内	7~8
平成27年度安全衛生教育促進運動の実施について	9~10
平成27年鹿児島県労働災害死亡事例の情報に接して	11

未内定学卒者の就職支援について	12
平成27年業種別死傷災害発生状況(11月末)	12
保育所・認定こども園を対象とした 労務管理ワークショップを開催しました	13
労働契約等解説セミナー2015の開催について (厚生労働省委託事業)	14
平成27年度鹿児島県労働災害防止研修会の開催について	14
クローバーたより ~せっせと拭き取り! インフルエンザに負けんど!!	15
平成28年2月の講習開催のご案内	16

さくらじま

新年あけましておめでとうございます。

昨年を振り返ってみると、私にとって大きな変化の年でした。一番の大きな変化は、今回初めて単身での引越となり、家族であるかみさんと子供とは離ればなれで生活することとなったことです。この変化は非常に大きく、引越前は、今年小学生になった子供がうるさいとか、かみさんにつき合わされ面倒だとか思い、単身になるとどんなに楽かと夢を持っていました。それが、夕方家に帰ると誰もいない、一人でご飯を作る、掃除はいつしようか、土日もすることがなく何をして時間をつぶそうかと考える状況

になってしまい、引越前のことと思い起こすと、うるさいとか面倒とか思っている中でも家族の暖かさがあったのかなと思い、今さらながら家族の大切さを身に染みて感じているところです。

みなさま、年末年始はいかがお過ごしでしたでしょうか。年末から年始にかけてお忙しい時期でしょうが、ほんのひととき、昨年のことや家族のこと、回りの人のことを振り返ってみてはいかがでしょうか。私は、年末年始にちょっと長い休みを取り、昨年はあまりできなかったこと、家族に感謝しながら、一緒に過ごしております。

本年のみなさまのご多幸を心からお祈り申し上げます。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

会長 謙 訪 健 笠

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

昨年の日本経済は、安倍内閣のアベノミクス政策により景気回復の期待感が高まる中、明るさを取り戻しつつありましたが、地方経済への波及までとはいかず本県においては、不安を抱えた一年でありました。

このような情勢の中、本県では、5ヶ所の世界文化遺産登録、ロケットの打ち上げ、国民文化祭の開催など明るい話題がたくさんあったところです。

また、当協会の事業運営につきまして、関係機関をはじめ会員皆様の温かいご協力ご支援をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

公益社団法人として法令遵守に努め適正な事業運営を行って参りますので、今後とも関係機関のご指導と会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう改めてお願ひ申し上げます。

さて、昨年の事業として、第一に、「労働条件の確保や労働福祉の増進対策」及び「労働者の安全と健康の確保対策」に係る広報・啓発活動として、機関誌「鹿児島労基」による周知をはじめ、労務管理講習会の開催や全国安全週間・労働衛生週間説明会並びに鹿児島労働安全衛生大会、ゼロ災害運動危険予知トレーナー研修会など各種説明会や研修会等を開催いたしました。

第二に、技能講習等の講習事業では、年間の講習実施計画に基づいて、鹿児島教習所において各種運転講習・就業制限業務をはじめ、作業主任者講習を実施し、資格者の養成に努めました。

特に時限講習であった車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習は、2年間にわたり実施し1,211名の運転資格者を養成しました。

第三に、健康診断・作業環境測定事業につきましては、昨年整備した健康診断施設に加え、健診車両1台を追加導入し、併せて健診スタッフの養成、最新鋭医療機器の導入及び各種検査体制を整備しました。

この結果、多くの受診者の受け入れが可能となり、きめ細かい巡回健診、室内健診を実施することができ、疾病的早期発見はもちろん生活習慣病の予防や健康の保持・増進等を図ることができました。

また、有害作業場の作業環境測定につきましても、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、石綿、電離放射線等の各種作業環境測定を行うとともに精度管理の向上に努めてまいりました。

この他、県内各支部においては、本事業の一層のきめ細かい推進をはじめ労働保険の事務組合などの会員事業場サービス等も実施してまいりました。

新年を迎え、引き続き、講習事業や健康診断事業等を積極的に実施して参ります。

2月19日には、「労働災害防止研修会」を鹿児島市で開催する予定であり、今後も県内の労働災害防止対策の充実並びに労働衛生管理の向上に大いに寄与していく所存でございます。

今年も、会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご祝詞申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

平成28年元旦



会 副 会 副 会 副 会 副

長 長 長 長

鹿児島支部長
川内支部長
鹿屋支部長
加治木支部長
加世田支部長
志布志支部長
大島支部長
種子島支部長

謙 訪 健 笠
下堂蘭村泰潤裕浩誠邦勝耕
野森木山西久木野吉田羽吉生本

専務理事





新年のごあいさつ

鹿児島労働局

局長 岩崎 修

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれでは、鹿児島労働安全衛生大会の開催、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施、労働災害防止のための教育・研修の開催、ヘルスサポートセンター鹿児島での健康診断の実施等、年間を通した幅広い活動に敬意を表します。

さて、鹿児島県の景気については、最終需要面を中心に弱い動きがみられるものの、底堅く推移しつつあるようです。また、鹿児島県の雇用失業情勢についても、前年に比べ有効求人倍率・有効求人数ともに改善するなど、緩やかな回復傾向が続いているところです。

このような状況の中、鹿児島労働局においては、総合労働行政機関としての役割を果たすべく、各種施策を展開しているところです。

まず、雇用の安定を図るために、公的職業訓練の活用や、県内でも4割を超える非正規労働者を正規労働者へ転換する業務の推進に取り組んでいます。

昨年6月から8月にかけて、「非正規雇用労働者の正社員転換等による正社員化及び正社員雇用の拡大の促進」、昨年10月から12月は「非正規雇用労働者の正社員転換及び待遇改善の推進」に係るキャンペーンを実施し、各経済団体や業界団体等を訪問し、雇用管理改善等に係る要請を行ったところであり、今後ともこの取組を推進いたします。

また、学生・生徒の更なる就職内定率の向上や、就職後の職場への定着促進のため、大学や事業所と連携した一層の支援の取組が重要なところです。

さらに、主体的に雇用創造に取り組む地域等の雇用機会創出の推進、生涯現役社会の実現に向けて希望者全員が65歳以上働く制度導入の促進、また、障害者雇用については能力と適性に応じた雇用の場に就職し、地域で自立した生活を送ることができるような雇用対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、働く者の権利を守るために、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、鹿児島における働き方の見直しを進めるとともに、法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案等については、的確な監督指導等を迅速に実施し、重大・悪質事案については厳正に対処することとします。

また、解雇や賃金不払等の申告・相談については、早期解決を図るために優先的に適切な対応を図るとともに、長時間労働の抑制や休暇取得促進、過重労働による健康障害の防止対策、労働時間管理の適正化による賃金不払残業の解消、最低賃金額の周知と遵守の徹底、第12次労働災害防止計画に基づく労働災害防止対策やメンタルヘルス対策、化学物質等による健康障害防止対策などの安全衛生対策及び迅速・適正な労災補償対策等の推進に取り組んでまいります。

次に、男女とも活躍できる雇用環境を確保するために、職場における男女の均等確保及び仕事と家庭が両立しやすい雇用環境の整備を推進してまいります。特に、一億総活躍社会実現の一環として女性活躍推進法の周知、行動計画策定・届出の履行確保をはじめ、あらゆる産業・地域で「女性が輝く社会」づくりに努めてまいります。

また、パートタイム労働者がその働きなどに見合った待遇を受け、能力を發揮できるよう、パートタイム労働法に沿った雇用管理改善の促進に取り組んでまいります。

次に、労働保険の適用促進と労働保険料の適正徴収については、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担の観点などから、未手続事業一掃対策に引き続き取り組むとともに、適正な保険料の申告・納付が行われるよう、周知・広報に努めてまいります。また、電子申請の利用率向上が求められている中、年度更新手続における電子申請の利用拡大についても、一層の周知を図ってまいります。

さらに、個別労働紛争解決制度の積極的な運用については、労働条件をはじめ、労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争が相当数に上っており、個別労働紛争に対する相談、助言・指導、あっせんを行い、個別労働紛争の簡易かつ迅速な解決を図ってまいります。

鹿児島労働局としては、新年においても、総合労働行政機関として、雇用対策、労働条件・安全衛生の確保、男女の均等な雇用機会の確保等、労働者が安心して働くことのできる環境づくりや支援に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならぬと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

謹んで新年の お慶びを申し上げます

平成28年元旦



鹿児島労働局

局 長	岩崎 修
総務部 部長	中山 真司
企画室長	喜大 浩二
労働保険徴収室長	折元 一徳
労働基準部 部長	吉岡 英信
監督課長	吉野 直
賃金室長	綿貫 昭人
健康安全課長	夏迫 秀一
労災補償課長	山崎 淳一
職業安定部 部長	林田 秀樹
職業安定課長	布川 聰士
需給調整事業室長	原 小屋敷 悟
職業対策課長	日高 謙次
地方訓練受講者支援室長	大堀 明人
雇用均等室 室長	恒吉 洋志
鹿児島労働基準監督署 署長	稻富 正則
川内労働基準監督署 署長	上ノ原 勉
鹿屋労働基準監督署 署長	大澤 隆
加治木労働基準監督署 署長	榎園 和彦
名瀬労働基準監督署 署長	中村 健吾

労働災害防止に向けた取組の実施について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成27年11月20日付け当協会長あて鹿児島労働局長より年末・年始の労働災害防止に向けた取組について依頼がありましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

本県の労働災害の死傷者数は、本誌12ページに掲載の「平成27年業種別死傷災害発生状況（11月末）」のとおり、平成27年11月末現在、全体で1,433人と前年に比べ32人増加し農林業、清掃・と畜業などの業種のほか社会福祉施設を含めた第三次産業が増加しています。

各職場におかれましては、労働災害防止に向けた取組を積極的に推進して下さいますようお願いします。

労働災害に向けた取組事項

記

1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動の推進等による転倒災害の防止の推進

- (ア) 床に落ちた水や食材等は放置せず、その都度清掃すること。
- (イ) 通路、階段、出入口に物を置かないこと。
- (ウ) 周囲を確認してから次の動作に移り、その際、走らないことを徹底させること。

2 墜落・転落災害防止対策の推進

- (ア) 作業手順書の遵守
 - 作業の種類ごとに作業手順書を作成し、これを遵守させること。
- (イ) 用具の使用方法の改善
 - 踏み台、はしご、脚立を使用する場合は、安定した場所を選定し、正しい方法で使用させ、必要な場合は補助者を置くなどより安全な作業方法で行わせること。
- (ウ) 設備の改善
 - 階段や倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設けること。
- (エ) その他
 - 日頃、行わない墜落・転落のおそれがある高所での作業については、必要に応じて専門業者へ外注するなどの措置が望ましいこと。

3 機械設備、手工具によるはざまれ、巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止

- (ア) 食品加工・包装用機械に係る労働災害防止対策ガイドラインを周知徹底すること。
- (イ) 機械設備の安全装置（安全ガードの設置）等の適正化を図ること。
- (ウ) 作業標準を作成し、その内容を周知し、遵守させること。
- (エ) 切れ・こすれ災害防止用の保護具の使用を徹底すること。
- (オ) 包丁等手工具の定期的な手入れを行うこと。

4 腰痛予防対策の推進

- (ア) 作業標準の作成（鹿児島労働局ホームページ掲載の「腰痛予防対策指針」参照）
 - 使用する設備、作業方法等の実態に即した作業標準を作成し、これを遵守させること。
- (イ) 作業者の適正配置
 - 特定の作業者に業務が集中しないように配慮するとともに、作業量に見合った適切な人員を配置させること。
- (ウ) 社会福祉施設での設備の構造等の改善
 - 社会福祉施設では適切な設備、スライディングシート等福祉機器の導入及び介護に関連した業務を行ったための設備のほか、介護中に利用できる背もたれのある椅子等や、利用に便利な休憩設備等を整えさせること。

(エ) その他

必要に応じて、腰部保護ベルトや腹帯などを使用させること。

5 リスクアセスメントを積極的に導入し、継続的に実施すること。

6 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（鹿児島労働局ホームページ掲載）」に基づく荷役作業の安全対策に取組むこと。

7 「交通労働災害防止ガイドライン（鹿児島労働局ホームページ掲載）」に基づき、適正な走行管理等の徹底を図る等の対策を推進すること。

8 年末などの業務繁忙期における無理な計画に基づく作業を排除するなど転倒災害、交通労働災害等の防止対策を講じること。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

年休の計画的付与について、特定の職種のみ計画的に付与してよいか

(Q) 大学の附属病院なのですが、年次有給休暇の付与方法についてお教えください。

当病院では、他の職員に比べ、看護師の年休消化率が悪いため、この際思い切って年休を計画的に消化するようローテーションを作つてみようかと考えています。

確かに、労働基準法では年休は本人の請求する時季に与えなければならないとされていたと思いますが、労使の合意があれば計画的付与も可能と聞いています。ところで、この計画的付与は全社一斉の休業としなければならないのでしょうか。たとえば、他の職種では消化率が高いことを理由に、計画的付与の対象を看護師に限るとすることも可能と考えてよいのですか。

年間5日を超える日につき協定すれば問題ない

(A) 労働基準法第39条第5項は、「使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」とし、年休を原則として労働者の指定する時季に与えることと、使用者による時季変更権の行使を認めています。

これによれば、使用者は時季変更権の行使をしない限り、労働者の指定する時季に年次有給休暇を与えないなければならないことになるわけですが、年休の消化率が平均で50パーセント程度にとどまっている実態などから、業務との調和をはかりながら年休が消化できるように、同条第6項で労使協定による計画的付与が可能とされています。

すなわち、同項は「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第1項から第3項までの規定による有給

休暇を与える時季に関する定めをしたときには、これらの規定による有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、前項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができる」と規定しています。

しかし、この場合でも計画的な付与が可能な日数は各人の有する年休日数のうち5日を超える部分と制限しており、少なくとも5日については法第39条第5項により、労働者本人の指定する時季に与えなければならないことにしています。

さて、おたずねの計画的付与の方法や対象について、法律ではとくに規定しているわけではありませんので、運用の方法についてはもっぱら各企業の実情により、労使協定に委ねられるということになります。

たとえば、ひとつの方法としては数日を全社一斉の休業とすることが考えられ、この場合は全従業員一斉に付与して事業場全体を閉鎖するということになりますが、ほかに事業場全体は休業とせずに付与する方法もあります。

つまり、従業員を部署ごとにいくつかのグループに分け、グループごとに一斉に付与することも考えられますが、またグループに分けず個人ごとの希望日に基づいて、個人別の計画表を作るといったことも考えられるでしょう。

ご質問のケースでは、事業場のなかで特定の職種つまり看護師に限定して計画的付与を考えいらっしゃるようですが、労使協定でそのように定めるのであれば、特段の問題はありません。

なお、労働基準法は、年次有給休暇の付与を原則として1日単位としています。しかし、年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇を有効に活用できるようにすることを目的として、労使協定により、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として取得することができます（時間単位年休）。時間単位年休は、例えば通院、子どもの学校行事、官公署への諸届けなど必要な時間分だけ取得できるため、多様なニーズに柔軟に対応することができます。



鹿児島県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金! 使用者も労働者も



地域別最低賃金

鹿児島県 最低賃金	時間額	効力発生日	適用範囲
	694円	平成27年 10月8日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別 最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	732円	平成27年 12月16日	<p>次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋸ぱり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車) 小売業	762円	平成27年 12月10日	<p>次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、 総合スーパー	694円		<p>【注釈】</p> <p>百貨店、総合スーパーの最低賃金額693円は、鹿児島県最低賃金額694円を下回ったため、平成27年10月8日から鹿児島県最低賃金額694円以上の支払いが必要です。</p>

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。

地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 ☎ 099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 ☎ 099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署 ☎ 0994-43-3385

川内労働基準監督署 ☎ 0996-22-3225
 加治木労働基準監督署 ☎ 0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 ☎ 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金電話サービス ☎ 099-223-8881

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！

最低賃金
**ワシントップ
無料相談**

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。

最低賃金ワン・トップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・トップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化
- 支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度など

社会保険労務士や

経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業主の皆さま

相談

専門家派遣

ワン・トップ無料相談窓口 (最低賃金総合相談支援センター)

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討
- セミナーなどの開催

連携
経済産業局が実施する
専門家相談・派遣事業

最低賃金ワン・トップ無料相談窓口はこちら

鹿児島県最低賃金 総合相談支援センター

〒890-0056

鹿児島市下荒田3丁目44-18のセビル2F
(鹿児島県社会保険労務士会内)

0120-311-615

(全国最低賃金総合電話相談センター)



最低賃金についてのお問い合わせ窓口はこちら

鹿児島労働局労働基準部賃金室

〒892-0816 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F

TEL.099-223-8278



●厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

リサイクル適性
この出版物は、包装用紙へ
リサイクルできます。
(H27.8)

平成27年度 安全衛生教育促進運動の実施について

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、本年も平成27年12月1日から平成28年4月30日までを実施期間として、平成27年度安全衛生教育促進運動を実施しています。

事業者におかれましては、雇い入れ時教育の徹底、運転資格、作業主任者の選任など確認を行い、必要な場合は教育の実施、技能講習等の受講をお願いします。



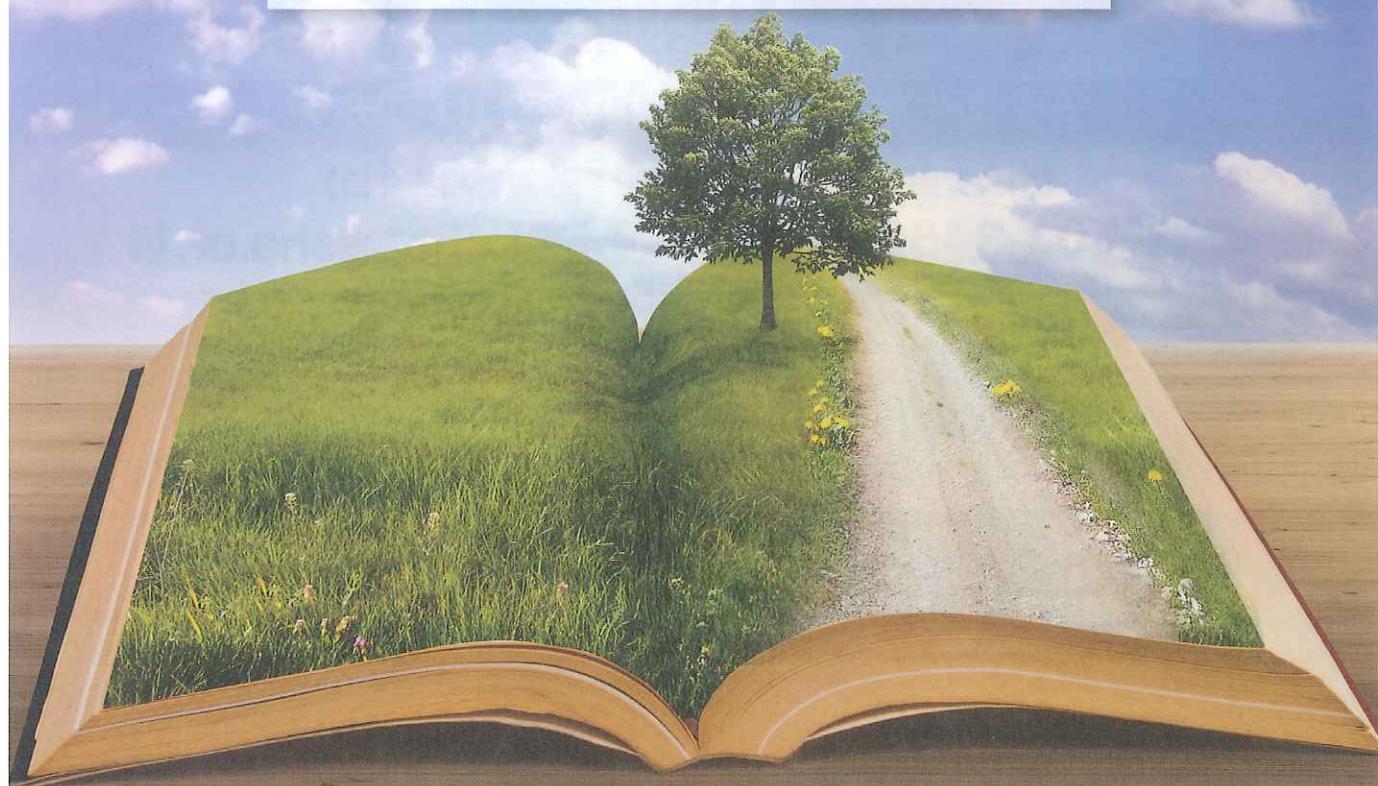
2015

12月1日 ▶ 4月30日

2016

安全衛生教育促進運動

平成27年度

事業主の皆さん！**労働安全衛生法により****雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・****特別教育などが義務づけられています。**

正しい知識で 職場を安全・健康に!

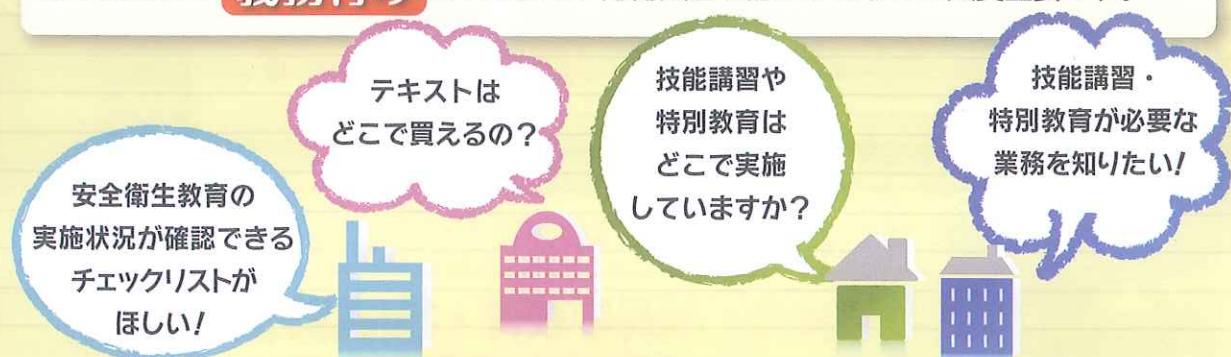
我が国の労働災害発生状況について、平成27年上半年の速報値では死亡災害、死傷災害が前年同期比で減少しているものの、重大災害は増加を示しており、労働災害防止に向けて更なる取組が必要です。こうした中、同年8月に厚生労働省から業界団体等に対し「平成27年下半年の安全衛生対策の推進について（取組依頼）」（以下「取組依頼」という。）が通知されました。

この取組依頼では、雇入れ時教育の徹底など安全衛生教育の実施が求められています。

特に **雇入れ時教育・職長等教育・作業内容変更時教育**

特別教育 等の徹底や **就業制限業務に係る資格取得** は労働

安全衛生法で **義務付け** られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。



安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら

安全衛生教育促進運動

検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 メール koho@jisha.or.jp

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、国との「安全衛生教育推進要綱」（平成3年1月21日付け基発第39号）や第12次労働災害防止計画の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

「平成27年鹿児島県労働災害死亡事例の情報に接して」

鹿児島大学桜丘地区産業医・鹿児島産業保健総合支援センター
産業保健相談員 堀内正久

●平成27年の鹿児島県内の労働災害死亡事例が、10月末現在ということで報告が行われた。13件の死亡事例があり、昨年の同期と比べると4件少なくなっている。「平成27年における業種別労働災害発生状況」が、鹿児島労働局のホームページで公開されていて、だれでも閲覧できる。報告では、発生年月日、業種、性別、年齢、事故の型、起因物、災害の概況が記載されている。年内途中の報告であり、速報的な意味もあり、情報としては十分とも考えられる。しかし、ざっと眺めたとき、立木が倒れて死亡に至った例が3件掲載されていた。林業労働災害報告によると、平成25年、26年にそれぞれ39件、42件の死亡事故があり、鹿児島県は、それぞれ3件、1件と毎年、死亡事例を出している。危険な作業であることを作業者は、もちろん認識しているはずであるが、事故が防げていないのは残念でならない。労災事例として申請を義務付けているのは、労災保険を通じて個人への補償を手厚く実施するとともに、災害・事故の再発を防ぐという意味があるからである。個人的な事故とは異なり、事業者は業務改善策を実施することが求められる。そういう観点で、今一度、ホームページに記載された報告を読むと、災害の概況に加えて、今回の死亡事例を教訓に、どのような再発予防策を含めた業務の改善を行った、あるいは行おうとしているのかの情報が欠落していることに気付いた。一般の方よりも、直接関係する作業者に伝達すればそれで済むという考え方もあるかもしれない。一方で、再発予防策がどのような内容なのか、一般の方にも見える情報として提供し、様々な意見をいただくという姿勢があつても良いように思う。

●繰り返される労災事例という意味では、医療機関の針刺し事故は、件数という意味では、鹿児島県だけでなく、全国において、トップレベルの事例であろう。私が勤務する鹿児島大学病院（700床規模）でも、毎月の安全衛生委員会で5件程度の針刺し事故が報告されている。職業感染症として種々の研究もあり、安全装置付きの針の使用など、多くの対策がとられているのも事実である。安全衛生委員会の会議を思い出すと、針刺し事故の発生日、場所、感染の有無、簡単な概況のみが報告され、肝心の再発防止策についての記述がないことに気付かされる。実際には、対策マニュアルに従って、再発防止に対する記述を行っているが、安全衛生委員会には報告されていないのが現状である。会議に報告し、その妥当性を検討してこそ、意味のある会議と思う。上述した死亡事例の再発予防策のホームページ上の公開と同じ意味を持ち、事故の起こった後の対策として一番重要なことは再発防止であり、そのことが、職域で起こった事例を共有することの意味もあると思う。早速、可能な範囲で、再発防止策に関する記述を報告してもらい、会議で議論ができるようにしたいと思う。

●鹿児島大学の病院地区は、設立から40年が経ち、現在、耐震補強工事を含めた改築工事が連日行われている。病院では、針刺し事故など感染の脅威にさらされながらの作業ではあるが、建築関係の作業を間近で見ると、高所からの落下の危険性、騒音や粉じんなど身体的な危険度が極めて高い作業を行っていると感じる。事故なく、安全に作業が進み、快適な職場環境が訪れるこを願いながら、この文章を執筆した。

未内定学卒者の就職支援について

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

鹿児島労働局管内における平成28年3月卒業予定大学生・短大生の就職内定状況は、いずれも高水準で推移しているところです。しかしながら未だに未内定者が一定数いる状況にあることから、鹿児島労働局及び県内の各ハローワークでは、学校等関係機関と連携を図りながら、卒業までの内定獲得を「あきらめさせない」よう集中的に支援をしてまいります。

鹿児島県内の各ハローワークには、学生の就職支援を専門とした学卒ジョブサポーターが配置されています。鹿児島市には専門の「新卒応援ハローワーク」もあります。また霧島市には学生を含めた若者を支援する「わかものハローワーク」があります。いずれも利用は無料です。

未内定学生の支援としては、学卒ジョブサポーターが学生と相談を重ねながら、課題を洗い出し、エントリーシート・履歴書などの作成対策、模擬面接による面接対策、企業とのマッチングや求人開拓も実施しています。また、臨床心理士のサポートを受けられるハローワークもあります。

支援の一環として、2月22日(月)には鹿児島市のサンロイヤルホテルで県内50社程度が参加予定の「大学生等就職面接会 in 鹿児島」を開催します。対象企業は、新卒を正社員として採用予定のある県内企業及び初任地が鹿児島県内になる県外企業が対象になります。参加対象者は、この春(平成28年3月)卒業予定の大学院・大学・短大・高等専門学校・専修(専門)学校、公共能力開発施設等の学生並びに卒業後3年以内の既卒者が対象になります。

一人でも多くの学生が、地元鹿児島で就職できるよう、企業の皆様のご協力を、よろしくお願ひいたします。

問い合わせ先：鹿児島労働局地方訓練受講者支援室(電話099-219-8711)

【雇用改善管理に役立つ助成金について】

鹿児島労働局職業対策課

事業所が抱える課題に対して、事業所自身で行う取り組み(雇用管理改善)の実施に対して支援を行います。

- キャリアアップ助成金…非正規労働者に対して行うキャリアアップを図る取り組みに対する助成金
- 建設労働者確保育成助成金…建設労働者の雇用改善や技能向上を行う事業所に対する助成金
- 企業内人材育成推進助成金…従業員にたいして教育訓練・職業能力評価・キャリアコンサルティングなどを導入し、継続して実施する事業所に対する助成金
- キャリア形成促進助成金…正規雇用の労働者に対して職業訓練などを実施した事業所に対する助成金
- 職場定着支援助成金…評価処遇制度、研修制度等の雇用管理制度を導入する、健康・環境・農林漁業の事業を営む事業主に対する助成金

問合せ先鹿児島労働局職業対策課2F(電話099-219-5101)

【特定求職者雇用開発助成金の改正について】

鹿児島労働局職業対策課

● 「特定求職者雇用開発助成金」とは、ハローワークに求職申込をしている就職困難者(母子父子家庭、60歳以上の高齢者、障害者、震災被災者等)を一定の条件で雇い入れた場合、一定の金額(総額30万円~240万円)を2~6回(最大3年)に分けて、6か月ごとに助成する制度です。

● 省令改正に伴い、平成27年10月1日以降の雇入れについては、対象労働者の継続雇用が厳格化され、「離職率要件」が適用されます。

● その他、支給にあたり要件等ありますので、詳細は県内ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課(099-219-8713)へお問い合わせください。

平成27年 業種別死傷災害発生状況(11月末)

	平成27年		平成26年		増減数	
	死者数	死亡者数	死者数	死亡者数	死者数	死亡者数
全産業	1,433	15	1,401	17	32	-2
1 製造業	255	2	290	3	-35	-1
1 食料品製造業	155	1	175	1	-20	
4 木材・木製品製造業	8		17		-9	
9 煙草上石製品製造業	19		12		7	
11~12 金属製品製造業	11	1	20		-9	1
13~15 機械器具製造業	16		23		-7	
上記以外の製造業	46		43	2	3	-2
2 鉱業	3		4		-1	
3 建設業	248	5	227	4	21	1
1 土木工事業	95	3	81	1	14	2
2 建築工事業	131	1	130	3	1	-2
3 その他の建設業	22	1	16		6	1
4 運輸交通業	166	3	179	3	-13	
1 鉄道・航空機業	6		5		1	
2 道路旅客運送業	12		19	1	-7	-1
3 道路貨物運送業	147	3	155	2	-8	1
4 その他の運輸交通業	1				1	
5 貨物取扱業	17		10	1	7	-1
1 陸上貨物取扱業	7		3	1	4	-1
2 港湾運送業	10		7		3	
6 農林業	71	2	68	1	3	1
1 農業	31		27	1	4	-1
2 林業	40	2	41		-1	2
7 畜産・水産業	76	2	72	1	4	1
8 商業	178	1	212	1	-34	
1 卸売業	23		36		-13	
2 小売業	132	1	157	1	-25	
3 理美容業	3				3	
4 その他の商業	20		19		1	
9 金融・広告業	13		8		5	
11 通信業	6		10		-4	
12 教育・研究業	15		12		3	
13 保健衛生業	182		151		31	
1 医療保健業	73		67		6	
2 社会福祉施設	102		78		24	
3 その他の保健衛生業	7		6		1	
14 接客娛樂業	96		89	3	-3	
1 旅館業	23		26	1	-3	-1
2 飲食店	47		41	2	6	-2
3 その他の接客娯楽業	26		22		4	
上記以外の事業	107		69		38	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	58		42		16	
16 官公署	1				1	
17 その他の事業	48		27		21	
陸上貨物運送事業(4~3~5~1)	154	3	158	2	-4	1
第三次産業(8~17)	597	1	551	1	46	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



保育所・認定こども園を対象とした 労務管理ワークショップを開催しました

鹿児島労働局監督課

平成27年11月10日（火）と平成27年11月17日（火）の両日、鹿児島労働局において、保育所・認定こども園における労務管理の自主的改善をめざし「労務管理ワークショップ」を開催しました。

ワークショップとは「共同作業」という意味であり、両日を合わせ46名の園長や労務管理の担当者が参加し、延べ9グループで労働環境の現状や問題点の改善方法などについて、自主的な話し合いがなされました。

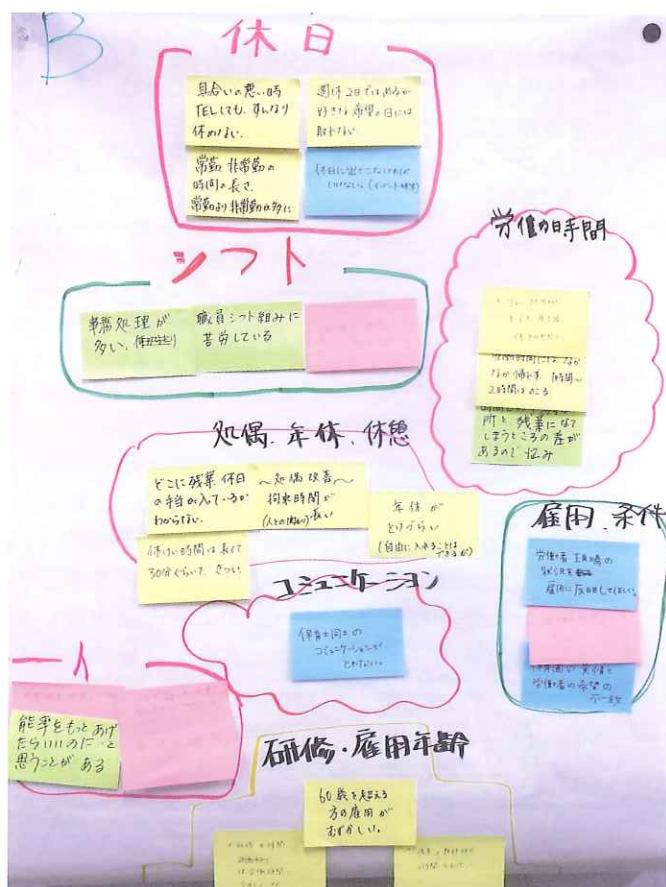
誰もが仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護や、地域、自己啓発等にかかる個人の時間が持て健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが社会の流れになっている中、これを実現できている事業者はまだまだ少数であるのが現状です。保育所、認定こども園などの社会福祉施設等については、とりわけ労働者の勤務の負担を出来るだけ軽減し、心身の健康を確保することが求められます。

今回のワークショップでは、各施設が目指す将来像を「働きやすい職場環境の実現」とし、その実現のために労働環境の問題点や改善方法について、グループ討議を行いました。また、これらの討論に基づいて、社会保険

労務士資格をもつ専門のコンサルタントと一緒に、当面の取組、長期的な取組、そして最終的なゴール目標といった改善プランの作成方法も体験しました。各グループともすぐにうちとけ積極的な発言が行われ、参加者からは「様々な方と意見交換ができるよかったです。同じ気持ちの方がいて驚いた。」「人と関わることの難しさについて、また、労基法との関わりについて、お互いに学びあい刺激になりました」、「保育所という枠を超えて各事業所の職場環境を知ることができた」等の意見が出されました。

皆様方の職場でも、働きがいのあるより良い職場とするため、一度このようなワークショップを活用しては如何でしょうか。一度に全てを解決するのは難しいですが、少しづつ、できることから取り組んでいくことが大切だと思います。

鹿児島労働局監督課では、ワークショップに取り組んだり、取り組みを検討している事業場に専門のコンサルタントを無料で派遣しております。また、コンサルタントは、一般的な労務管理のご相談にも対応しますので、お気軽にお問い合わせください。



労働契約等解説セミナー 2015の開催について(厚生労働省 委託事業)

労働基準部 監督課

正社員・派遣社員など様々な立場で就業している方や、今後就業を希望される方などを対象として、雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項を解説する2種類のセミナーを開催します。

基礎セミナー

- (パート1) 労働者・使用者それぞれの権利・義務などを中心とする労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎について
 - (パート2) 有期労働契約における無期転換ルール※の内容、取組み事例について
- ※ 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール

判例・事例セミナー

労働契約に関連する各種判例・事例について

対象者

労働契約や無期転換ルールについて基本的知識を習得したいとお考えの方

定員

80名 参加費無料

鹿児島県内におけるセミナーの日程、会場等は以下のとおりです。

- ・日程／会場 平成28年2月2日(火) 鹿児島中央ビルディング8F B会場 ※有料の専用駐車場がございます
基礎セミナー : 13時10分～15時35分 (受付開始 12時50分)
判例・事例セミナー : 15時35分～16時45分 (受付開始 15時25分)
個別相談会 : 16時45分～

申込用紙は、事業の委託先である東京海上日動リスクコンサルティング株式会社のウェブページ (<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20151016.html>) からダウンロードできます。

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 Tel 03-6213-6150

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

※先着順のため、定員に達し次第、締切となります。

平成27年度 鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成27年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

平成27年の本県における労働災害は、昨年同様多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、労働災害防止の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌2月号に掲載の予定です。

日 時：平成28年2月19日（金）13：30～

場 所：鹿児島県歴史資料センター 黎明館講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

✿ 保健師からお届け

クローバーたより ✿

せっせと拭き取り! インフルエンザに負けんぞ!!

健康 第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島

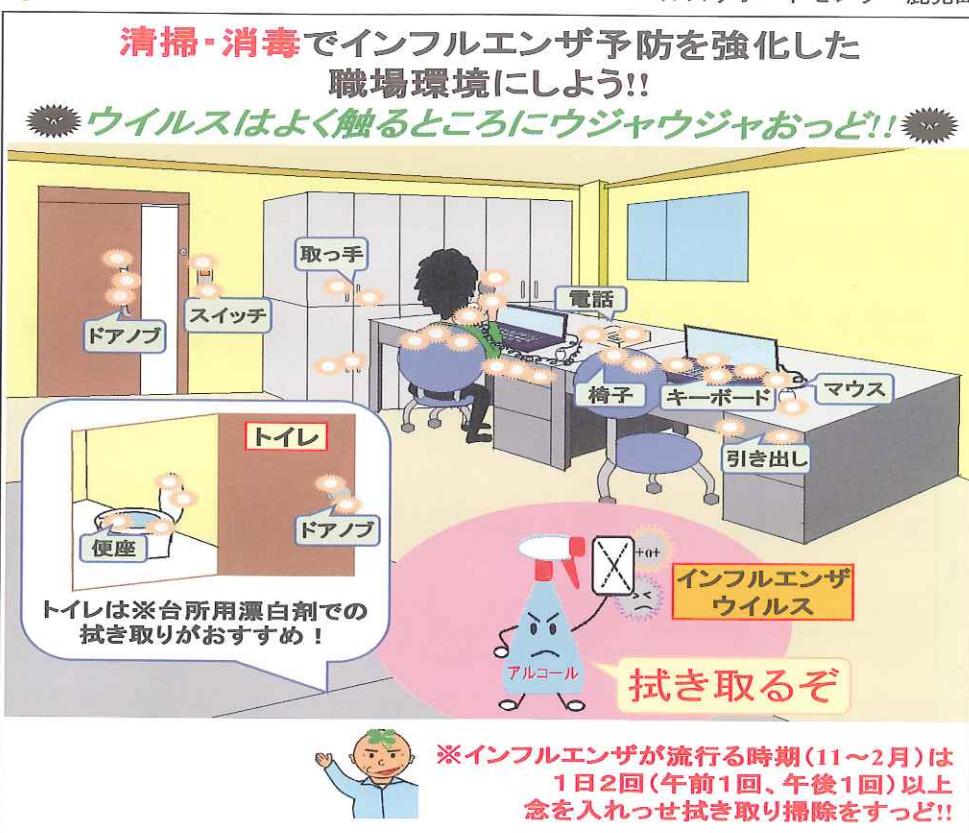
クロ葉さんの健康への道は
まだまだつづく...出番ですよー!!
おいの健康法
42歳 男性
【鹿児島市在住】

最近、太って無呼吸症候群かも(?)のおいちゃん。

毎晩飲んでいる発泡酒を糖質70%OFFに変えてみた。3か月経っても変化なし。

そこで糖質0、プリン体0に変えてみた。2か月経つてもまた変化なし。

これはつまみが問題か!? つまみのカロリーを減らし痩せて、正常呼吸で睡眠するぞ~!?

次はわいの番だぞ!
バントッち!!※インフルエンザが流行る時期(11~2月)は
1日2回(午前1回、午後1回)以上
念を入れて拭き取り掃除をすっど!!

○○効果のある消毒液○○

消毒液名	アルコール	※台所用漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム)
効果	インフルエンザ	ノロウイルス・ インフルエンザ
利用方法	70~80%アルコール液	約2mlの台所用漂白剤 500mlの水 ペットボトルの利用がおすすめ!
注意事項		使用の際は手袋着用。 水による二度拭き必要!

健康の保持・増進のお手伝いをします!!



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



クロ葉
心の狂句

拭き掃除
手洗いうがい
換気して
負くいもんか
インフルエンザ
クロ葉 健一

平成28年2月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地:鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/1~2/5	1/4~1/8	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円
				【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円
	ガス溶接	2/8~2/9	1/12~1/15	会員 9,004円 一般 9,504円
	車両系建設機械運転 (解体用)	2/8	1/12~1/15	会員 17,780円 一般 18,780円
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	2/9~2/10	1/12~1/15	会員 12,824円 一般 13,824円
	玉掛け	2/15~2/17	1/18~1/22	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/15~2/19	1/18~1/22	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円
				【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円
	床上操作式クレーン運転	2/22~2/24	1/25~1/29	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	2/24~2/26	1/25~1/29	会員 18,440円 一般 19,440円
	小型移動式クレーン運転	3/1~3/3	2/1~2/5	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
教習	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	3/1~3/2	2/1~2/5	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円
				【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
				【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特別教育	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	2/22~2/27	1/25~1/29	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円
	クレーン運転	2/1~2/2	1/4~1/8	会員 16,770円 一般 20,010円
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	2/4	1/4~1/8	会員 10,908円 一般 11,988円
	酸素欠乏危険作業	3/4	2/1~2/5	会員 8,856円 一般 9,936円

(備考) 1 中込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正されました。事前に計画届の提出が必要です。

詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係 (電話:099-219-5101) までお問い合わせください。